

木津川市特定建設工事共同企業体運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、本市が発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 共同企業体により施工させることができる工事は、構成員が一体となって工事を施工する形態を基本とし、工期及び内容並びに技術的特性等を総合的に勘案し共同企業体による施工が適当と認められる建設工事、その他共同企業体による施工が特に必要であると認められる建設工事とする。

2 前項の規定により、共同企業体により施工させることができる建設工事については、木津川市建設工事等競争入札業者選定会設置要綱（平成19年木津川市訓令第30号）第1条に規定する選定会の意見を聞き、市長が定めるものとする。

(入札参加の取扱)

第3条 共同企業体の構成員は、個々の建設業者としてその他の建設工事の入札にも参加させることができる。

(構成員の数)

第4条 共同企業体の構成員の数は、原則2ないし3社とする。

(構成員の組合せ)

第5条 共同企業体の組合せは、発注する建設工事に対応する工事の種別について、木津川市建設工事の競争入札参加資格等を定める規則（平成19年木津川市規則第108号）第5条に規定する入札等有資格業者名簿に登載されている者の組合せであることとする。

(構成員の要件)

第6条 共同企業体の構成員は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものでなければならない。

- (1) 木津川市入札等有資格者名簿に登載されていること。
- (2) 発注しようとする工事（以下「発注工事」という。）に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けて営業している者であること。
- (3) 共同企業体の代表者にあっては、発注工事の概要と同種の工事について元請（共同企業体にあっては、出資比率50%以上のものに限る。）として施工した実績（工事が完成しているものに限る。）を有する者であること。
- (4) 発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主

任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

(5) その他発注に係る入札条件や各種資格要件等に対応できる者であること。

2 構成員は、同時に2以上の共同企業体の構成員となることができない。

(結成方法)

第7条 共同企業体の結成方式は、自主結成とする。

(出資比率)

第8条 共同企業体の構成員の出資比率は、均等割りの10分の6以上とする。

ただし、市長は、工期及び内容並びに技術的特性等を総合的に勘案し必要があると認める場合は、別途定めることができるものとする。

(代表者の要件)

第9条 共同企業体の代表者は、構成員のうち、中心的役割を担う者で、施工能力が大きい者であるものとし、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

(入札参加資格審査の申請)

第10条 共同企業体は、入札参加資格確認申請に当たっては次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

(2) 特定建設工事共同企業体協定書（写し）

(3) 特定建設工事共同企業体委任状

(4) 前各号に定めるもののほか市長が必要と認める書類

(入札参加資格の審査)

第11条 前条の書類の提出を受けたときは、共同企業体に係る入札参加資格を審査するものとする。

(その他)

第12条 この基準に定めるもののほか、共同企業体の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年6月9日から施行する。